

規制の事前評価書

法令案の名称：土地改良法等の一部を改正する法律案
規制の名称：国又は都道府県による申請によらない事業の追加
規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止
担当部局：農林水産省 農村振興局 土地改良企画課
評価実施時期：令和6年12月～令和7年2月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 農村人口及び農業者の減少が進む中、土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業用排水施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う土地改良施設及び末端施設の保全に係る制度の創設、農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地に係る土地改良事業の実施主体及び対象となる農用地の拡充、急施の土地改良事業への再度災害及び老朽化による事故を防止するための事業の追加等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 農村人口及び農業者の減少が進む中で、高齢化の進展等による事業継続の不確実性のため、事業参加資格者が将来を見据えて土地改良施設の更新に係る事業の実施に向けて申請及びそれに必要な事業計画の概要の作成を行うことが困難となってきた。このような中において、土地改良施設について損壊のおそれが生じ、又は実際に損壊すれば、急施の事業で対応は可能であるものの、本来はこれらに至らない段階で、可能な限り土地改良事業の平時の取組として更新を進めていくべきである。
- このため、農業用水の供給等の機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的な土地改良施設の更新に限り、事業参加資格者が申請等を行わずとも、国又は都道府県が事業計画を作成して事業参加資格者の同意及び負担の下で主導的に土地改良施設の更新に係る事業を実施できるよう、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の2の規定による国又は都道府県による申請によらない事業の対象を拡充する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 国又は都道府県は、土地改良施設（農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的なものに限る。）の更新のためのその変更を内容とする土地改良事業について、事業参加資格者からの申請によらず実施できることとする。その際、国又は都道府県は、事業参加資格者の3分の2以上の同意（当該土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業を行う土地改良区が存在する場合であってその組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかな場合等の要件を満たす場合は土地改良区の同意）を得なければならない。必ずしも事業参加者全員の同意を得なくともこの事業は実施できるため、当該事業に同意しない少数の者にとっては、当該事業による営農条件の改善等のメリットの享受という効用の一方で、同意していない事業について受益の範囲内で一定の費用を負担する義務を負うこととなる。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 国又は都道府県による申請によらない事業の実施は、改正前の法第 87 条の 2 に既に存在する仕組みであること、後述のとおり検討すべき非規制手段が存在することから、その他の規制手段は検討しないこととした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☒ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 既に導入済みの非規制手段として、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要がある場合において、事業参加資格者の権利又は利益を侵害しないことを要件に、事業参加資格者の申請、同意及び費用負担によらずに実施が可能な、国又は都道府県による土地改良事業である急施の防災事業が存在する。今回の改正に当たっては、その仕組みを適用するという別途の非規制手段も検討したが、防災上の緊急性から簡素化された手続での実施を可能としているものを平時における施設の更新にまで拡大することとした場合、事業実施に際してモラルハザードを引き起こす可能性が高いことから、採択しないこととした。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 国又は都道府県による事業参加資格者からの申請によらない施設更新事業の実施を措置しなければ、計画的な施設の更新が行うことができず、農業用水の供給機能の低下により地域における農業生産の継続的な実施が困難となってしまう。
- ・ この事業の実施により、基幹的な農業用排水施設（最大で約 5,000 施設）の計画的な更新が可能となり、そのような状況に陥ることを未然に防止する効果が期待される。

その効果の定量化については、

- ① 土地改良事業は事業参加資格者からの申請に基づく事業実施が原則であり、国又は都道府県による申請によらない施設更新事業を措置した後もその原則は変わらないことから、約 5,000 施設のうち当該事業で更新を行うこととなる施設はその一部に留まると見込まれること
- ② 施設の規模や受益面積、その施設の受益地で主に栽培されている作物は地域により様々であり、事業実施による効果は施設ごとに異なること

から、制度の開始前に効果の定量化を行うことは難しいが、国営事業・都道府県営事業のいずれも、実施される個々の事業について事業評価を実施することとしているところ、それぞれの事業の効果の定量的な把握については、その分析結果に基づき行うこととする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 通常の国営・都道府県営事業の場合には申請に必要となる事業参加資格者の同意徴集等について申請を行う事業参加資格者が行うこととなり、遵守費用が生じるものと考えられるが、今般の改正により追加する基幹的な施設の更新に係る事業の場合には同意徴集等を事業実施主体である国又は都道府県が行うことから、事業参加資格者には遵守費用はほぼ発生しない。
- ・ また、下記のとおり同意徴集等を国又は都道府県が行うこととなるため、それに必要な行政費用が発生することとなるが、事業実施主体である公的主体が同意徴集等を行うことから、申請を行う事業参加資格者が同意徴集等を行う場合よりもスムーズに事業着手までの手続を終えることが可能となり、通常の国営・都道府県営事業の場合に比して、遵守費用及び行政費用の総計は低減することが見込まれる。

<行政費用>

- ・ 国又は都道府県は、事業実施に係る事業参加資格者の同意徴集等を行う必要があるが、その手続は現行の国又は都道府県による申請によらない事業実施と変わらないことから、現行の申請によらない事業を行うことと同程度の費用が見込まれる。

【費用の定量化（国営事業 1 地区当たり）】

同意徴集に必要な行政費用 2,371,600 円＝ 約 2,800 円/時間 × 847 時間

国家公務員の人件費 約 2,800 円/時間（令和 6 年国家公務員給与等実態調査結果より）

同意徴集に必要な時間 平均 847 時間

【対象地区】 R 1～R 5 年度に同意徴集を行った国営土地改良事業の計画変更又は廃止手続地区（土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号の土地改良事業に限る。軽微な変更を除く。）

【算定方法】 同意徴集に要した日数の 5 ヶ年平均（169 日）×平日割合（67.25%）×時間数（7.45h）

<その他の負担>

- ・ 事業に同意しない事業参加資格者にとっては、同意していない事業について一定の費用負担が必要となる（ただし、土地改良法上、受益の範囲内で負担することとされており、一方的に費用負担のみを強いられることとはならない。）。

なお、その他の負担について、3 と同様の理由から制度の施行前に費用の定量化を行うことは困難であり、費用の定量的な把握については、同様に土地改良事業の事業評価の分析結果に基づき行うこととする。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ・ ①規制の対象者が具体的に特定できないこと、②遵守費用はほとんど発生しないこと、③国又は都道府県による申請によらない事業は法第 87 条の 2 に既設の仕組みであり、事業の費用負担は受益の範囲内に限られることなどから、意見聴取は行わないこととした。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 当該規制の開始から最長で5年後に事後評価を実施することから、令和12年度までに事後評価を実施予定。